

農村史料調査会

新田地主の研究

——信州水内郡水沢平に
おける地主制の展開——

これは近世の地主制に関する精密な研究である。農村史料調査会に所属する近世経済史研究者たちの手になつた本書は、現在の長野県水内郡常盤村内の二つの村に調査地を求め、そこにみられた二軒の地主の生成過程および存在形態を、得られた史料を充分に駆使して考究された成果である。

この調査会は、すでに八回にわたつて長野県内の村々を調査し、一九五二年には調査報告第一輯「近世農村の構造」を刊行しているが、本書はその第二輯であり、一九五二年の第四回調査の報告である。同調査には一六名が参加し、本書は六名によつて分担執筆されている。このように營々と村方文書に取組んできた努力が、更に第三輯以下にも結実することを期待してやまない。

また、近世経済史の研究は、とくに戦後の発展にもとづく研究法の進歩によつて、その精密の度を増してきていることは周知の通りであるが、本書はその現在における最高水準を行くものの一つと云つても過言ではあるまい。今迄見過ごされていた種類の資料や、特殊なあるいは新しい資料の、丹念な分析や活用から教えられるところは大である。

本書はなによりもこのような重要な意義を持つてゐるが、次に、本文三九六頁におよぶ内容と論旨をごく簡単に紹介しよう。まず、大きく第一編「戸狩新田における佐藤家の存在形態」と第二編「戸隠新田における木内家の存在形態」に分けられており、とくに後者は三二〇頁をついやして詳しく考察されているが、最初に佐藤権左衛門家の場合から紹介する。佐藤家は、戦国浪人として寛永初年に土着し開発を行った中世土豪の地主としての系譜を持つが、近世村落の成立過程の中で、領主側の検地・高合・租率の均等化・年貢徴収権の剥奪による給人や中世土豪の地主の制肘・排除策、および屋敷独礼・上下御免等の懐柔策を受け、それに対して、村役人の世襲的地位と多量の隠田を確保することによつて

妥協しながら「村方地主」として近世的支配の下に組込まれていく。その後の佐藤家は、村役人・用水の水元としての特権に支えられて土地を集積し小作経営を行い、精米・醸造業へ進出する。以上が大よその論旨である。

ところで、本書で最も焦点をしぼつて追求されている近世の、とくに米作単作地帯の地主制の成立・発展過程には、「村方地主制」の理論がきつちりと適用されている。それは、「寄生地主制」として展開していく前提条件としての……村方地主の成立過程は、一方の手作による経営の残存と、他方本百姓所持権の分裂としての質地関係——質地直小作を基礎とする小作経営の展開とをその経済的基盤とし、在村の形で、村落共同体の最高位に立つて、村役人としての機能を行う所の地主の成立過程」（あとがき・三八七頁）であり、「村落共同体を不可欠の媒介として成立し、封建権力の末端における支柱をなすもの」（まえがき・六頁）と考えられている。そして第一編の佐藤家は用水支配が推転の契機である点で一般的形式ではなく、第二編の木内家が典型であるとされる。では、木内政右衛門家の場合を紹介しよう。

第二編は三つの章から成つている。第一章「地主制展開の前提」は、慶安檢地以降の村落構造の推移を追いながら、とくに、寛延二年に分家した政右衛門家が安永期前後を転機とする村落構造の再編成——農民層の分化・共同体的利益の所持権の明確化の中で、高利貸付活動を楨杵として土地集積を行い村方地主としての姿をあらわし、次第に村の政治的経済的権力を掌握するに至る事情が主として考察されている。

第二章「小作経営の展開」では、安永以降展開する木内家の小作経営の実態について、最初村外に比率の重かつた小作地を文政―天保期から村内へゲモニー掌握によつて村内に重くし、天保末年には村内の四分の一の土地・七割の農民を小作経営の下に組入れていく事情や、「内歩」「坪入」―農民自身の手による田地の査定を行い領主的土地所有を有名無実なものにしていく事情などが考証される。

第三章「副業経営の性格」では、化政期以降展開する中小農民の農間余業を主に高利貸資本の機能を通じて吸収し、文政末年から自らも酒造・搾油・醬油醸造等の「副業経営」

を開始し、それと共に商業活動の範囲を拡げて安政開港以降は江戸・横浜迄進出するが結局失敗する様相が明らかにされている。

その他注目すべき事実・着想を一々紹介すべき紙数の余裕を持たないのは残念であるが、大体的内容と論旨は右にのべた如くであると考ええる。誤解や本意のとりちがえがあればお許し願いたい。

さて、最初に述べたごとく優れた著作として推賞すべき本書であるが、卑見として異論がないわけではない。例えば政右衛門の酒造経営の雇傭労働力について次の様な文がある。「弘化四年と万延元年の間に労働者の顔ぶれが一変しているという——引用者）構成人員の変化は、政右衛門が常に優利な労働力を得んとし、又、使役労働力は純粋に分解により析出された賃労働ではなく、一方において小作関係をつ結んでいるというように、賃労働者としての契約をつ結んでいないことに起因すると思われる。」(三五九頁)ここで注意したいのは、自己の小作人を雇傭している例があるから賃労働関係は成立していないという論理である。また、給金について史料の提示はないのだが、「彼の従属的結合関係にある

農民が低賃金で酒造に従事している」云々(三六〇頁)とも言う。ともあれ、小作人であることや賃金が低いことは、賃労働の具体的性格にかかわることはあれ、何故に賃労働関係そのものまで否定する理由になるのか了解に苦しむところである。

こういった説明の仕方はほかにもみられるのであつて、例えば、幕末の木内家が商業活動自体に江戸・横浜等の所領外の交易にたずさわるとき「開明性」を持つにもかかわらず、それが特権商人と結び、為替金を利用するというように「高利貸資本、封建権力に依存する地主としての立場を、あくまで守り通そうとする時、それは結局彼の商業資本としての発展の道を閉す以外の何物でもなく(三三四頁)、その故に元治以降の商業活動の失敗がもたらされると考える場合、彼の「開明性」そのものまでが本来なら開明的でないものとして扱えられる結果になるであろう。しかも、彼は商人・高利貸資本であると共に「彼の酒造・醬油醸造を中心とした小商品生産及び販売」(三六八頁)を行うまぎれもない小商品生産者であるが、右の論理を通せばこれも又、佐藤家についても規定され

ている「特權的な経営」（六〇頁）となるであらう。

このように、あくまでその封建的側面を重視し、そこからする発想では、折角の実証的成果も充分説明しきれない場合が生ずるのではなからうか。たとえば、寛政—文政中期になぜ代金納ではなく、金納の小作料Ⅱ「最初の小作契約の際から何反歩の土地、金何兩定」という形式で小作関係が結ばれる例」（一九八頁）がたとへ他村や劣悪地でも多くみられるのか説明されない。

あるいは、「坪入」「内歩」のごとき、領主的土地所有を形骸化する「彼自身の事実上の土地所有」は、たしかに「きわめて重要なこと」（三九二頁）であろうが、「村方地主」たる「彼自身」の「封建権力の末端における支柱をなす」性格のゆえに、重要さの理由と意味が納得できないように思われる。

以上の数例からも明らかのように、いわゆる「村方地主」のブルジョア的側面がつねにその封建的側面の強調によつて蔽いかくされ、時には論理の上で無視されていることが問題なのである。化政期以降の木内家を「寄生的村方地主」と形容詞をつけても、この問

題は解決されないであらう。疑問は木内家や佐藤家は果して規定されている様な「村方地主」であらうか、あるいは「村方地主」はそれほど封建的なものであらうか、ということである。

「あとがき」によれば、村民の商品経済への接触、木内家の高利貸活動の経済的根源については史料的に知りえないとの事で、そのような制約はあつたらうが、質取り、買取りによつていずれば木内家に吸収されるべき運命にあつたとはいへ、「政右衛門の発展が…

…農民の経済的発展を完全に抑止する程度に迄及んでいない」化政期に中小農民の下で展開された加工業経営が確認され、そこに商品経済Ⅱ商品生産が予想される以上、かかる一般的状态をふまえて木内家の「副業経営」にもそれを前提して、さきに述べたごとき論理の破綻を解決すべきではなかつたらうか。

以上、紙数の制限もあつて疑問の主要点をごくきりつめてのべたが、そのため、本書の構図そのものに敢えて異論を提起しながらかなり舌足らずのまままで終らねばならない。ただ最後に、浅学の身をかえりみず非礼を重ねたことを御詫びすると共に、執筆者たち

に對して感謝すべきことは、共同体規制や農業・加工業経営の具体的存在形態等について非常に多くの事柄を教えられたことである。それは一にすぐれて綿密な実証によつて明らかになされたものであり、今後の研究にとつて欠くべからざる知識とされ、道標とされなければならぬ。とくに地主制の研究にとつて米作単作地帯の検討が強く要請されている際、本書のもたらす意義は甚だ大きいと云わねばならない。（山川出版社刊、A5三九六頁一、〇〇〇円）

——高沢裕一——

小沼 勇 著

日本漁村の構造類型

本書は近藤康男氏監修の漁業問題叢書の第二巻として出版されたが、著者がさきに故清水弘との共著の形で出した「日本漁業経済発達史序説」の具体的展開としてその第二部に当るものである。まえがきによれば、当初この第二部は漁業発展の地域性と漁村の類型の二つをまとめることが考えられていたようであるが、種々の事情から漁村の類型だけが先